

総合評価方式の制度概要

本市において、公共工事の品質を確保するため、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、いわゆる品確法に基づく総合評価方式を試行的に導入しています。

本市が導入する総合評価方式の型式（タイプ）は、技術提案を求めるなど同法の趣旨がより反映される「標準型」です。

<本市が導入している総合評価方式「標準型」の具体的内容>

1 総合評価方式の型式（タイプ）

標準型（技術提案を求めるタイプ）です。

2 対象工事

制限付一般競争入札により契約を締結する工事のうち、予定価格が1億5千万円以上で、かつ技術的工夫の余地が大きい工事とします。（災害復旧工事など緊急を要する工事等は対象外。）

※ 技術的な工夫の余地の大きい工事とは、施工上のコスト面、工事目的物の性能・機能面又は施工現場の周辺環境面等に係る一般的な工夫若しくは高度な施工技術に関する専門的な工夫のうちいずれかについて提案を求める余地のある工事を指します。

3 評価項目・加算点・配点

- ①「企業の技術力（実績・経験等）に関する評価」が、4項目で0.9点
 - ②「配置予定技術者の技術力（実績・経験等）に関する評価」が、4項目で1.05点
 - ③「企業の地域社会への貢献度に対する評価」が、14項目で4.05点
 - ④「施工計画の適切性に対する評価」が、6項目で6点
 - ⑤「技術提案に対する評価」が、2項目又は1項目で8点
- 以上、5つの評価項目とし、合計で20点を加算点とします。

4 総合評価の方法

総合評価の方法は、標準点100点と評価項目ごとの加算点との合計である「技術評価点」を当該入札者の入札価格で除した値（評価値）の大小をもって行う「除算方式」によるものとします。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点(標準点100点+加算点(最大20点))}}{\text{入札価格(税抜き)}} \times 1,000,000$$

※ 「×1,000,000」 …… 数値を見易くするための措置

※ 評価値は小数点以下の有効桁数を設けない。

5 落札の決定方法

落札者の決定方法は、入札参加資格要件を満たして、かつ、入札価格が予定価格以内である入札者のうち、「評価値」の最も高い者を落札者とします。

ただし、評価値が全く同数値の者が2名以上のときは、くじにより決定します。

なお、入札価格が低入札価格調査の調査基準価格を下回る場合は、失格基準価格以上で、かつ低入札価格調査の結果、適正な施工が確保されると判断されることが必要になります。

6 学識経験者からの意見聴取

総合評価方式により入札を実施しようとする際には、学識経験者から意見を聴取します。

＜意見聴取の時期等＞

- ① 落札者決定基準を定めようとするとき
- ② 落札者を決定しようとするとき

(※ ②は、学識経験者が意見聴取の必要があると判断した場合のみ)

7 技術提案の方法

入札参加者は、市が示す「発注案」に対して施工方法等の提案がある場合には、その提案内容を技術提案書として提出することとします。(※提案がない場合には、その旨を技術提案書に記載する。)

8 技術提案の審査

技術提案書等の審査は、市が設置する総合評価技術審査会において行います。

なお、審査にあたり、必要があると認められる場合には、入札参加者より技術提案等についての説明を求める場合があります。

9 評価内容の担保

請負者が入札の際に提出した技術評価点申請書等の記載に基づき工事を履行しなかった場合で、再度施工することが困難な場合等においては、次の措置を検討します。

＜措置内容＞

- ・ 契約金額の減額
- ・ 損害賠償の請求
- ・ 入札参加停止措置
- ・ 工事成績評点の減点

また、自然災害等の不可抗力による場合を除き、技術提案を履行できないときは、定められた算出方法により算出される違約金（契約金額の10分の1に相当する額を限度とする。）を支払わなければなりません。

評価項目及び評価基準(標準型) (例)

- 工事番号
- 工事名
- 工事場所

上記工事に関する評価項目及び基準は以下のとおりとし、加算点の最高点は20点とする。
 なお、評価基準における基準日は入札公告日を基本とするが、年度の実績で評価する項目もあるため、技術評価点申請書等の作成にあたっては、「総合評価方式様式関係記載留意事項」を確認すること。

1. 企業の技術力(実績・経験等)に関する評価

評価項目	評価基準	評価点
(1) 工事成績	過去4年以内に会津若松市発注の同種工事において、工事成績が70点以上の施工実績がある場合	0.15点 (有(80点以上)・0.15、有(70点以上)・0.075、無・0)
(2) 優良建設工事表彰	過去10年度以内における会津若松市発注工事での受賞実績がある場合	0.45点 (有(過去5年度以内の実績)・0.45、有(過去5年度より前で10年度以内の実績)・0.225、無・0)
(3) 品質管理能力	当該企業がISO9001の認証を取得している場合	0.15点 (有・0.15、無・0)
(4) 若手技術者(35歳未満)の育成・確保	直近の経営規模等評価結果通知書(総合評定値通知書)における「若手の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況」の項目において加点されている場合	0.15点 (加点2点・0.15、加点1点・0.075、加点なし・0)
小計		0.9点

2. 配置予定技術者の技術力(実績・経験等)に関する評価

評価項目	評価基準	評価点
(1) 施工能力	過去10年以内に請負金額が〇〇円以上の同種工事(元請)において監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての実績がある場合。(公共工事に限る) ※ 請負金額については、工種別の入札参加資格要件における当該工事の属する区分の最低金額以上とする。 (例) ・土木一式工事－40,000千円以上 ・建築一式工事－150,000千円以上	0.3点 (有(過去5年以内の実績)・0.3、有(過去5年より前で10年以内の実績)・0.15、無・0)

評価項目	評価基準	評価点
(2) 工事成績	過去10年以内に会津若松市発注の同種工事において、工事成績が70点以上の工事経験（監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての経験）がある場合。	0.15点 （有（80点以上）・0.15、有（70点以上）・0.075、無・0）
(3) 優良建設工事表彰	過去における会津若松市発注工事での優良建設工事表彰を受賞した工事において、工事経験（監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての経験）がある場合。	0.45点 （有（過去10年以内の実績）・0.45、有（過去10年より前の実績）・0.225、無・0）
(4) 資格の保有年数	資格（※1）を保有して3年以上の経験がある場合	0.15点 （有（5年以上）・0.15、有（3年以上）・0.075、無・0）
小計		1.05点

※1：土木施工管理技士、建設機械施工技士、建築施工管理技士、電気工事施工管理技士、管工事施工管理技士、造園施工管理技士の中から、当該工事内容に応じて選択する。

3. 企業の地域社会に対する貢献度等に関する評価

評価項目	評価基準	評価点
(1) 障がい者雇用の実績	法定義務のある企業にあつては、法定雇用率以上の障がい者雇用、法定義務のない企業にあつては障がい者雇用がある場合	0.15点 (有・0.15、無・0)
(2) 安全管理	過去1年間に安全管理の措置が不適切なことを事由とし、会津若松市入札参加停止等措置基準による入札参加停止を受けていない場合	0.15点 (有・0.15、無・0)
(3) 環境への配慮	当該企業がISO14001の認証を取得している場合	0.15点 (有・0.15、無・0)
(4) 地元業者の活用	地元(市内又は準市内)業者にあつては、当該工事の請負金額の60%以上を地元業者(下請を含む。)により施工する場合 公告の地域要件で市外業者の入札参加が認められる場合、市外業者にあつては、当該工事の請負金額の50%以上を地元業者(下請を含む。)により施工する場合	0.3点 ・地元業者 (有(80%以上)・0.3、 有(60%以上)・0.15、無・0) ・市外業者 (有・0.3、無・0)
(5) 本店等の所在地	会津若松市内に本店、支店等が所在する場合、及び本店・支店等の別	0.6点 (有(本店)・0.6、 有(支店・営業所等)・0.3、無・0)
(6) ボランティア活動	過去3年間以上継続して会津若松市内で、地域の防災活動への取組みや道路・河川愛護活動など企業としてのボランティア活動の実績がある場合	0.15点 (有・0.15、無・0)
(7) 次世代育成支援	福島県次世代育成支援企業認証制度による「働く女性応援」の認証を取得している場合	0.15点 (有・0.15、無・0)
	福島県次世代育成支援企業認証制度による「仕事と生活の調和」の認証を取得している場合	0.15点 (有・0.15、無・0)
(8) 新分野進出	平成13年4月1日以降に建設業以外の分野への進出をし、企業としての経営基盤強化に取り組んでいる場合	0.3点 (有・0.3、無・0)
(9) 除雪活動	過去3年間に会津若松市との除雪契約実績がある場合。又は過去3年間に会津若松市社会福祉協議会の除雪ボランティアに事業所として登録がある場合	0.6点 (有(市との除雪契約)・0.6、 有(除雪ボランティア登録)・0.3、無・0)
(10) 災害協定	会津若松市との災害協定締結がある場合	0.6点 (有・0.6、無・0)

評価項目	評価基準	評価点
(11) 消防団への加入状況	会津若松市の消防団に過去1年間以上継続加入している者（継続加入中の者）を1名以上雇用している場合	0.3点 (有・0.3、無・0)
(12) 男女共同参画の推進	過去に会津若松市男女共同参画推進事業者表彰の受賞実績がある場合 又は上記で得点できない場合で、会津若松市男女共同参画推進条例第6条（事業者の責務）に基づいた男女共同参画推進の取組みがある場合	0.15点 (有（事業者表彰実績）・0.15、有（事業者の責務に基づく取組み）・0.075点、無・0)
(13) 新卒者・離職者の雇用実績	過去1年以内に新卒者又は離職者を1名以上雇用（正規雇用）している場合（いずれの場合も会津若松市の区域内に住所を有する者）	0.15点 (有・0.15、無・0)
(14) 雇用の維持・確保	従業員数（正規雇用）が1年前より増えている又は同数を維持している場合	0.15点 (有・0.15、無・0)
小計		4.05点

4. 施工計画の適切性に関する評価

評価項目	評価基準	評価点
下記参照	工事施工条件（地形・地質・環境等）を踏まえ適切であること。	工事案件ごとに設定する。
小計		6点

【施工計画の適切性の評価項目】

当該入札案件における施工計画の適切性の評価項目は、下記のとおり。

大項目	中項目【例】
第5号様式（その1）	
1) 工程計画	(1) 主要工種
	(2) 工程順序
	(3) 全体日数とその根拠
	(4) 主要工種の施工時期
	(5) 各種調整事項
第5号様式（その2）	
2) 工程管理計画	(1) 工程管理手法
	(2) 工事遅延の防止及び対応策
	(3) 関連工事と工程管理計画
3) 品質管理計画及び出来形管理計画	(1) 主要工種の品質管理
	(2) 不可視部分の出来形管理
	(3) 社内検査
4) 安全管理計画	(1) 工事の施工に係る安全管理体制
	(2) 第三者に対する安全管理
	(3) 現場特有の安全管理
	(4) 緊急時の安全管理
5) 環境配慮	(1) 周辺地域の住環境への配慮
6) 施工上の工夫（環境配慮を除く）	(1) 主たる工種等の施工に関する工夫

↑

入札案件ごとに中項目は、異なります。

5. 技術提案に関する評価

技術提案に対する評価項目については、当該工事の特性（工事目的物・工事内容・敷地周囲の状況）に応じ、次の(1)～(3)の評価項目のうちから、1項目（8点）又は2項目（1項目あたり4点、計8点）を設定することを基本とする。（同じ評価項目のうちから2項目設定することも可とする。）

(1) 総合的なコストに関する技術提案

評価項目	評価基準【例】	評価点
① ライフサイクルコスト削減	・維持管理費の削減 ・更新費の削減 等	工事案件ごとに設定する。
② 補償	・補償費の削減 等	
小計		4点（又は8点）

(2) 工事目的物の性能・機能に関する技術提案

評価項目	評価基準【例】	評価点
① 性能・機能	・初期投資の持続性 ・騒音低減 ・強度 ・耐久性 ・安定性 ・美観 ・供用性 ・透水性 等	工事案件ごとに設定する。
小計		4点（又は8点）

(3) 社会的要請への対応に関する技術提案

評価項目	評価基準【例】	評価点
① 工事現場周辺における対策	・現場作業日数の短縮 ・交通規制日数の短縮 ・騒音、振動対策 ・歩行者の安全確保策 等	工事案件ごとに設定する。
② 環境に対する影響の軽減	・水質汚濁、防塵対策 ・大気汚染、悪臭対策 ・地盤沈下、土壌汚染対策 等	
③ 省資源対策又はリサイクル対策	・リサイクル製品の活用 ・建設副産物の抑制 等	
小計		4点（又は8点）

※ 「1. 企業の技術力に関する評価」、「2. 配置予定技術者の技術力に関する評価」、
「3. 企業の地域社会に対する貢献度に関する評価」の評価基準における基準日は入札
公告日を基本とする。

※ 特定JVによる入札参加が認められた工事において、特定JVでの申請における各評
価項目の申請者の得点のうち、特定JVの全構成員分それぞれに作成、提出されるもの
については、構成員ごとに評価項目の得点を算出し、その得点に特定JVの出資割合を
乗じて得た点数の合計（小数点第2位切捨て）とする。